

○兵庫県市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規則

（平成17年6月20日）
（規則第18号）

改正 平成18年3月20日 平成18年8月24日
平成18年11月7日 平成19年5月24日
平成20年3月25日 平成22年2月24日

（目的）

第1条 この規則は、兵庫県市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第34号。以下「規程」という。）に基づき、兵庫県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）が取り扱う個人情報を保護するために必要な事項を定めることを目的とする。

（平成19年5月24日・一部改正）

（個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者）

第2条 規程第3条に規定する個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- （1）個人情報保護管理者 事務局長
- （2）個人情報保護管理補助者 各課課長及び各支配人

（平成19年5月24日・一部改正）

（個人情報保護管理者の責務）

第3条 個人情報保護管理者は、組合における個人情報の保護に関する総合的な管理業務を担う。

- 2 個人情報保護管理者は、個人情報保護管理補助者を指揮監督する。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報の管理状況等を常に把握し、必要に応じ組合の理事長（以下「理事長」という。）に報告する。

（平成19年5月24日・一部改正）

（個人情報保護管理補助者の責務）

第4条 個人情報保護管理補助者は、その所管に属する個人情報の保護に関する管理業務を担う。

- 2 個人情報保護管理補助者は、個人情報保護管理者を補佐し、その所管する部署

第3章 処務（兵庫縣市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規則）

の個人情報を取り扱う職員を指揮監督する。

- 3 個人情報保護管理補助者は、その所管する部署の個人情報の管理状況等を常に把握し、必要に応じ個人情報保護管理者に報告する。

（職員の責務）

- 第5条** 個人情報を取り扱う職員は、規程及び関連する法令等の定めに従い、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第6条** 個人情報の保管、移送、廃棄等を行う場合は、記録を取ることとし、常にその所在を明らかにしておくものとする。

- 2 個人情報を保管する場合は、鍵の掛かる保管庫に保管するものとする。

- 3 個人情報を保管する事務所等は、入退室管理を行うものとする。

（委託）

- 第7条** 規程第14条第2項の規定により委託契約書等に明記する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 秘密保持義務
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 業務上必要のない複写・複製の禁止
- (4) 正当な理由のない第三者提供の禁止
- (5) 再委託を行う場合には、同水準の個人情報の保護義務を当該再委託先にも課すこと。
- (6) 安全管理措置
- (7) 個人情報の管理状況に関する報告の義務
- (8) 事故等の発生時における報告の義務
- (9) 委託処理終了後の個人情報の返還、消去又は廃棄
- (10) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償
- (11) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

（平19年5月24日・一部改正）

（事故発生時の対応）

- 第8条** 規程第16条第3項の規定により個人情報保護管理者が理事長に報告する場合は、別紙様式第7号による事故報告書により行うものとする。

（平19年5月24日・一部改正）

第3章 処務（兵庫県市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規則）

（個人情報の収集範囲）

第9条 規程第5条第1項及び第2項の規定による個人情報の利用目的の達成に必要な範囲は、次の各号に定める事業等とする。

(1) 資格・調定業務

- イ 組合員資格取得及び被扶養者の認定・取消に関する事務
- ロ 掛金の調定に関する事務

(2) 短期給付事業

- イ 保健給付
- ロ 休業給付
- ハ 災害給付
- ニ 附加給付
- ホ 一部負担金の額等の払戻し

(3) 長期給付事業

- イ 退職給付
- ロ 障害給付
- ハ 遺族給付

(4) 福祉事業

- イ 保健事業
- ロ 貸付事業
- ハ 貯金事業
- ニ 宿泊事業
- ホ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導
- へ その他組合員の福利厚生のために行う事業

(5) その他の事務

- イ 審査会に関する事務
- ロ 基礎年金代行事務
- ハ 介護保険料の年金からの特別徴収に関する事務
- ニ 住民基本台帳情報による年金の生存確認に関する事務
- ホ 基礎年金番号による年金の情報交換に関する事務
- へ 雇用保険情報による年金の支給停止に関する事務
- ト 厚生年金情報による年金の所得制限に関する事務

第3章 処務（兵庫県市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規則）

- チ 行政事件訴訟に関する事務
 - リ 長期給付に係る財源率（掛金率・負担金率）の算出等のための各種統計表作成に関する事務
 - ヌ 貸付事業に係る団体信用生命保険に関する事務
 - ル 貸付事業に係る債務返済支援保険に関する事務
- （平19年5月24日・平20年3月25日・一部改正）

（保有個人データ）

第10条 保有個人データは、別表1のとおりとする。

（個人データの利用目的の特定）

第11条 規程第4条に規定する利用目的（規程第21条第2号に規定するすべての保有個人データの利用目的を含む。）は、別表2のとおりとする。

（平19年5月24日・一部改正）

（開示等の申出者の範囲）

第12条 規程第22条第1項、規程第23条第1項、規程第24条第1項又は規程第25条第1項若しくは第2項の規定による申出を行うことができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本人（規程第2条第5号に規定する本人をいう。以下同じ。）
- (2) 規程第27条第4項第1号に規定する代理人
- (3) 規程第27条第4項第2号に規定する代理人

（平19年5月24日・一部改正）

（本人等の確認）

第13条 前条の規定による申出者の確認は、次のとおり行うものとする。

(1) 前条第1号に定める者

イ 次に掲げる書類（郵送による申出の場合は、その写し）のうちいずれか1点

共済組合員証（組合員被扶養者証、遠隔地被扶養者証、船員組合員証、船員被扶養者証、任意継続組合員証を含む。）、健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）、国民健康保険被保険者証、運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書、旅券（パスポート）等

ロ 郵送による申出の場合、イに掲げる書類のほか、申出者の住民票の写し又

第3章 処務（兵庫県市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規則）

は外国人登録原票の写し（開示等の申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

- ハ 婚姻等により、開示等の申出時の氏名が申出内容の氏名と異なる場合、旧姓等が確認できる書類
- ニ イからハマまでに定める書類を保持していない等やむを得ない場合、理事長が認めた書類

(2) 前条第2号に定める者

- イ 代理人本人であることの確認

第1号に掲げる書類

- ロ 規程第2条第5号に規定する本人が未成年者又は成年被後見人であること及び申出者が当該組合員の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることの確認

次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（開示等の申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出又は提示

- ① 戸籍謄本（抄本）
- ② 住民票
- ③ 登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による。）
- ④ 家庭裁判所の証明書
- ⑤ その他法定代理関係を確認し得る書類

(3) 前条第3号に定める者

- イ 代理人本人であることの確認

第1号に掲げる書類

- ロ 本人から委任を受けていることの確認

本人の署名・なつ印のある開示等の申出に係る「委任状」（開示等の申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

- ハ 委任状になつ印された印の印鑑登録証明書（開示等の申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

（平18年8月24日・平19年5月24日・一部改正）

（利用目的の通知）

第14条 規程第22条第1項の規定により利用目的を通知する場合は、別紙様式第1号による個人情報の利用目的通知書により行うものとする。

（平19年5月24日・旧第15条繰上・一部改正）

第3章 処務（兵庫縣市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規則）

（開示等の決定通知）

第15条 規程第28条第1項の規定により開示等の決定を行う場合は、別紙様式第2号による個人情報開示等決定通知書により行うものとする。

（平19年5月24日・旧第16条繰上・一部改正）

（部分開示等の決定通知）

第16条 規程第23条第2項、規程第24条第2項又は規程第25条第3項の規定により部分開示等の決定を行う場合は、別紙様式第3号による個人情報部分開示等決定通知書により行うものとする。

（平19年5月24日・旧第17条繰上・一部改正）

（非開示等の決定通知）

第17条 規程第22条第2項、規程第23条第2項、規程第24条第2項又は規程第25条第3項の規定により非開示等の決定を行う場合は、別紙様式第4号による個人情報非開示等決定通知書により行うものとする。

（平19年5月24日・旧第18条繰上・一部改正）

（不存在の決定通知）

第18条 規程第27条の規定により開示等の申出が行われた場合で、当該申出に該当する個人情報が存在しない場合は、別紙様式第5号による個人情報不存在決定通知書により行うものとする。

（平19年5月24日・旧第19条繰上・一部改正）

（開示等の決定延期通知）

第19条 規程第28条第2項の規定により開示等の決定を延期する場合は、別紙様式第6号による個人情報開示等決定延期通知書により行うものとする。

（平19年5月24日・旧第20条繰上・一部改正）

（手数料）

第20条 規程第29条第2項に規定する理事長が別に定める手数料の額は次のとおりとする。

区 分		金 額
文書		写し（単色刷り）1枚につき10円
		写し（多色刷り）1枚につき50円
磁気ディスク等	フロッピーディスク	複写したフロッピーディスク1枚につき100円
	光磁気ディスク	複写した光磁気ディスク1枚につき400円

第3章 処務（兵庫県市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規則）

	その他	実費額
郵送の場合の郵送料		実費額
上記のいずれにも該当しないもの		実費相当額

（平19年5月24日・旧第21条繰上・一部改正）

（問い合わせ窓口）

第21条 規程第27条の規定による開示等の申出及び規程第30条の規定による苦情の申出に係る問い合わせ窓口は、次のとおりとする。

区 分	担当部署	電話番号
規程第27条関係（年金に関すること）	年金課	078-321-0624
規程第27条関係（年金以外に関すること）	総務課	078-321-0621
規程第30条関係（苦情）		

（平19年5月24日・旧第22条繰上）